

議員発案第 1 号

所得税法第56条の削除を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し、別紙「所得税法第56条の削除を求める意見書」を提出するものとする。

平成21年9月18日 提出

提出者 三条市議会議員 小林 誠

賛成者 三条市議会議員 野崎 正志

同 三条市議会議員 木菱 晃栄

同 三条市議会議員 田中 寿

同 三条市議会議員 西川 重則

所得税法第56条の削除を求める意見書

中小業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきた。その中小零細業者を支えている家族従業者の働き分(自家労賃)は、税法上、所得税法第56条「配偶者とその他の親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」(条文要旨)により、必要経費として認められていない。

事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合は86万円、その他の親族の場合は50万円で、家族従業者はこのわずかな控除が所得とみなされるため、社会的にも経済的にも全く自立できない状況となっている。家業を手伝いたくても手伝えないことが、後継者不足にも拍車をかけている。

税法上では、青色申告にすれば給料を経費にすることができるが、同じ労働に対して青色と白色で差を付ける制度自体が矛盾している。

ドイツ、フランス、アメリカなど世界の主要国では自家労賃を必要経費としている中、大きな見直しを求める声も出ている。税法上も、民法、労働法や社会保障上でも家族従業者の人権保障の基礎をつくるためにも、所得税法第56条の削除について要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年9月18日

三条市議会議長 阿部 銀次郎

〔提出先〕

内閣総理大臣 財務大臣 法務大臣